

島根県観光総合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、民間主体の観光地づくりを促進し、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図るため、新たな観光コンテンツの造成に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光コンテンツ

本県の魅力ある地域資源を活用し、県内地域に観光客の集客が見込まれる体験プログラムやツアー、観光誘客イベントをいう。

(2) 造成

前号に規定する観光コンテンツを企画し、実施することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、事業者、経費並びに補助率及び限度額は、別表に掲げるとおりとし、補助期間はいずれも補助金交付決定日から当該年度末までとする。

なお、次のいずれかに該当する事業は、対象外とする。

- ・ハード整備や備品整備を主とする事業
- ・政治的又は宗教的活動と認められる事業
- ・申請者自ら企画し実施する事業と認められない事業
- ・国又は県の他の補助事業の対象となっている事業

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）を知事へ2部提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を除いて交付申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条による交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）又は中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に2部提出しなければならない。但し、変更後の計画の内容が当初の目的や効果を変更しない軽微な変更である場

合はこの限りではない。

- 2 知事は前項の規定により変更承認申請書又は中止（廃止）承認申請書が提出されたときは、第3条及び第5条の規定を準用して決定を行うものとし、変更を承認する場合は補助金変更交付決定書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告）

- 第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により、実績報告書（様式第6号）を知事に2部提出しなければならない。

- 2 提出の時期は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

- 第9条 知事は前条に基づく実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

- 第10条 知事は、第1条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の額の90%に相当する額の範囲内で、概算払いで交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金（概算払）請求書（様式第8号）又は補助金（精算払）請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（財産の管理等）

- 第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、規則第13条第1項の承認を受けようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、財産（規則第13条第1項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

（書類の保管）

- 第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びすべての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月15日から施行する。
- 2 平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月5日から施行する。
- 2 平成31年度（令和元年度）までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月28日から施行する。
- 2 令和3年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

対象事業	事業者	対象経費	補助率	補助 限度額
<p>民間主体による新たな観光コンテンツの造成で、次のすべての事項を満たすもの。</p> <p>①「歴史・文化」「伝統・芸能」「自然」のいずれかをテーマとする</p> <p>②地域ならではの資源を活かした新規性のある取組</p> <p>③県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの</p> <p>④補助期間終了後も継続的な実施をするもの</p> <p>⑤地元市町村と情報共有又は連携して実施するもの</p>	<p>①観光協会</p> <p>②法人</p> <p>③法人格を持たない民間団体（ただし、次の要件を備えているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等を有していること ・代表者が明らかであること ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること <p>※県内団体に限る。</p>	<p>事業の実施にあたり必要な以下の経費にかかる収支の差額</p> <p>①委託料</p> <p>②謝金・費用弁償</p> <p>③材料費及び消耗品費（参加者特典やサイン整備など直接事業執行に係るもの）</p> <p>④食糧費（その目的が造成する観光コンテンツの素材としての試食等に係るもの）</p> <p>⑤通信運搬費</p> <p>⑥使用料及び借り上げ料（機材保険料を含む）</p> <p>⑦印刷製本費</p> <p>⑧広告料</p> <p>⑨その他事業実施に必要と認められる経費</p> <p>なお、下記の経費は補助対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営経費 ・従前からの事業の財源振替を目的とする経費 ・食糧費（上記以外）、その他補助することが適当でないと認められる経費 	<p>1 / 2</p>	<p>上限： 1,000千円</p> <p>下限： 300千円</p>